

# 八王子市に空き家をお持ちの方へ

令和 4 年度版

空き家を相続してから

# 早期の取壊し・売却の支援制度があります

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。 相続により取得した空き家については、早期に取壊しや売却等を行うときに、以下の税制優遇や 補助を受けられる場合があります。



## 空き家の譲渡所得の

3,000 万円特別控除

昭和56年5月以前に建築された空 き家を相続し、耐震リフォーム又は取壊 しをした後に、その家屋又は敷地を相 続発生日から 3 年を経過する日の属す る年の 12 月 31 日までに譲渡した場 合には、その譲渡所得から最大 3,000 万円の特別控除を受けられます。

- 1 令和5年(2023年)12月31日までに譲渡したもの が対象になる、時限措置です。
- 2 右記の除却支援補助金との併用はできません。

詳細はこちらから (市ホームページ)



## 令和 4 年度八王子市

#### 未耐震空き家除却支援補助金

左記の特別控除を受けられない場合 で、市では、耐震性がない木造一戸建て 空き家を、相続発生日又は相続発生日以 前から居住していた者の死亡日から 5 年 を経過する日の属する年度の2月末日ま でに除却する場合には、工事費用の一部 を補助します。

【補助額】 対象経費の3分の2以内 (上限 100 万円)

- 3 予算がなくなり次第終了します。
- 4 左記の特別控除との併用はできません

詳細はこちらから (市ホームページ)





あなたは対象ですか? 裏面で可能性をチェック!



#### 問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

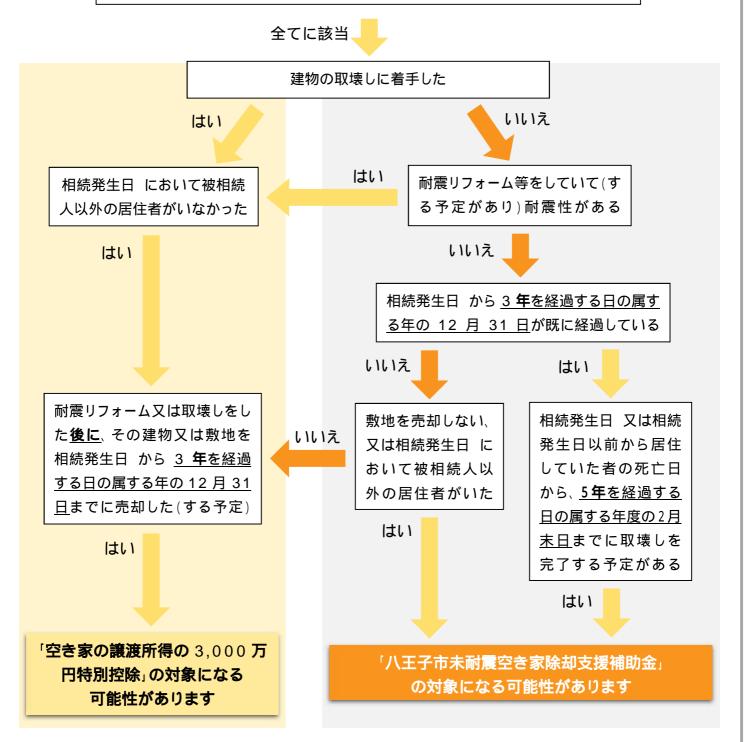
## 取壊し、売却をお考えの建物が支援制度の対象か 可能性をチェックしてみましょう!

(下記に該当しない場合も、お気軽にお問い合わせください。)

令和 4 年度の内容です。詳細 はお問い合わせください。



- ・相続で取得した空き家(建物)で、事業の用又は貸付けの用等に供されていない
- ・被相続人が相続直前まで当該家屋に居住していた(老人ホーム等を含む)
- ·昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されている



相続発生日とは、被相続人の死亡日を指します。

#### その他要件等がありますので、以下までお気軽にお問い合わせください。

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616